

協働のまちづくりのさらなる推進に向けて

総括と市長への提言

平成27年3月

がまごおり協働まちづくり会議

1 はじめに

がまごおり協働まちづくり会議（以下「本会議」という。）は、市長の諮問機関として平成21年4月20日に設置され、「協働のまちづくりの推進に関する事項の調査審議」と「協働のまちづくりに関する事業の評価」を主な任務としている。

本市の協働まちづくりの基本方針は、本会議の前身である、がまごおり協働まちづくり推進委員会が平成17年3月に策定した指針「がまごおり協働のまちづくりに向けて」（以下「指針」という。）に基づいている。

その後、まちづくり条例の制定、まちづくり基金の設立、がまごおり市民まちづくりセンターの設置、まちづくり事業助成金の運用などをとおして、まちづくりの新たな担い手が続々と生まれており、市民が「新しい公共」の担い手として、市民と行政が対等な立場でお互いの役割を認識してまちづくりを行う素地ができつつある。

そこで、指針策定から10年を迎えるに当たり、これまでの本会議での活動を総括し、本市の協働施策の今後の課題について提言を行うものである。

2 がまごおり協働まちづくり会議の運営状況

（1）本会議の運営状況

本会議は、蒲郡市協働のまちづくり条例（平成20年蒲郡市条例第34号。以下「条例」という。）第10条に基づき設置され、市長から委嘱された委員により構成している。

委員は、学識経験者、住民代表、経済界代表、市民まちづくりセンター職員、行政代表のほか、一般公募市民5人が含まれ、市民目線で協働の議論を行っているのが特徴である。

本会議はこれまでに計38回開催しており、主に「本市の協働施策の方向性」「蒲郡市市民企画公募まちづくり事業助成金の戦略」「協働モデル事業の実施」「協働事業提案制度」「まちづくり基金への資金の流れ」について議論している。このほか、分野ごとのワーキング組織を立ち上げ、集中的に議論し、その内容を本会議に諮っている。

（2）本会議での議論

本会議では、協働のまちづくりを実現するため、施策の制度設計やその推進に力点を置いて議論を進めてきた。

特に、まちづくり事業助成金は、本会議の立ち上げ当初から実施しており、他市の事例を研究しながら、様々な議論を重ねて見直しを行ってきた。その結果、9年間で71事業に助成することができ、本市のまちづくりの新たな担い手の創出に寄与してきた。

また、本会議の一般公募市民は、NPO活動や市民活動、社会貢献などを実際に行

っているため、活動から得られた知見を本会議で発揮し、後述の協働モデル事業の実施に当たっては、その主役を担っている。

こうした市民感覚を持つ委員からは、本市の協働まちづくりの環境は整ってきたが、行政の組織としての対応や市職員の経験によって得た知識が追いついていないとの指摘があげられている。また、バリアフリーなどの指針が未整備の頃は、職員が現場に足を運び、利用者などに直接話を聞いて施設整備を行っていたが、現在は市の制度もされることながら、各種ガイドラインやバリアフリーカタログなどの全国共通の画一されたマニュアルが整備されたことで、逆に地域の実情が反映されない施設が建設されるという状況が発生している。このことは、バリアフリーに限らず公共工事のアクセスメント全般についていえる。少数精鋭の体制の中で職員は頑張っているが、IT化の流れもあり仕事のスピード化に追われ、市民とのコミュニケーション不足に陥っていると考えられる。

このため、昨年6月に、本会議主催で「市民と行政との意見交換の場」を設けた。バリアフリーアセスをテーマに、障がい者と市の若手職員との意見交換を行ったが、若手職員からは、こうした話し合いの機会は初めてであり、双方の考えを知る上で貴重な体験であったとのコメントを得た。

指針では、市民と行政が対等な関係を保ちながら協働のまちづくりを進めるための条件として、「市民と行政とのコミュニケーションの必要性」「参加の可能性と機会を広げる工夫」「市民と行政の役割確認」「先進事例の共有と市民による評価」「市民活動団体への支援策」「公益性の高い市民活動団体に対する行政財産の活用」「各活動の評価と協働発展の方策」の7項目を挙げているが、まずは第一条件である、市民と行政がコミュニケーションをとり、相互理解に努めることから始めるべきである。

本会議では、指針で示された協働のまちづくり推進方策の具体化に努めてきたが、より実効あるものとするため、今後もさらなる検討が必要であると考えている。

3 協働施策の実施状況、成果及び課題

(1) 総論

本市の協働まちづくりの基本方針は、指針に基づいていることは前述したとおりである。この指針は、平成13年策定の第三次蒲郡市総合計画の基本構想に明記されたまちづくりの基本理念である「市民・企業・行政が協働して、積極的にまちづくりを展開」するためのルールとしてとりまとめており、「信頼」「対等」「明確な役割分担」の3つをキーワードとして、協働の推進方策を「市民と行政の合意形成の環境づくり」「協働モデル事業」「具体的な推進策」に分けている。

第三次蒲郡市総合計画策定後の本市の協働まちづくりは、指針の策定までの期間を第1次（平成17年度まで）、まちづくり事業助成金・協働モデル事業・まちづくり基

金の設立などの制度構築期間を第2次（平成18年度から平成20年度まで）、協働まちづくり会議による協働の推進期間を第3次（平成21年度以降）という段階を経て今日に至っている。

なお、第三次蒲郡市総合計画の理念は、「市民とともに歩むまちづくり」を基本目標として第四次蒲郡市総合計画に踏襲されている。

（2）蒲郡市市民企画公募まちづくり事業助成金

① 実施状況

地域の多様な活動主体が公共の領域をともに担い合う「新しい公共」の考え方の下、本市に「新たな支え合い」の担い手を創出し、地域の公共サービスを豊かに展開していくことを目的として平成18年度に創設した。新たな市民活動を立ち上げるため、または既存の活動をさらに発展させるために、自治会・市民活動団体が自主・自発的に行う「本市のまちづくりに役立つ公益的事業」に対し、事業の経費を助成している。平成21年度には、本会議で助成金のあり方を集中して審議した。その背景として、本市には意欲のある市民がたくさんおり、こうした市民のまちづくりへの参加の場として門戸を開くことが必要である一方で、従来の助成金額を超える規模の事業を行う市民活動団体が登場してきたことがあげられた。このため、審査手続を簡略化した「はじめの一歩部門」を創設し、併せて従来の助成金の上限額を引き上げ、複数年申請を可能にした「ほとばしる情熱支援部門」との2本立てによる助成金制度を構築し、平成22年度から実施している。平成27年度の募集で10回目を迎えた。

② 成果

多様な市民が事業を提案しており、幅広い分野で新たなまちづくりの担い手を発掘することができた。採択された事業分野を見ると、本市は環境系の事業が多いことがうかがえる。「人と自然が共生するまち」を将来都市像に掲げる本市としては、社会問題となっている放置林対策や里山保全の分野で、今後より一層協働が進むことが期待される。また、問題意識を持つ市民から提案を受けることにより、まだ行政課題になっていない新たな課題の発見にもつながっている。さらに最近では、助成金の事業を、河川維持や里山保全などの市民活動の領域からより主体的な市民事業として進める動きが発生している。このように、まちづくりに参画する意識を持つ市民の拡大につながっており、今後も継続すべきである。

③ 課題

助成金により「さらなる担い手の創出」「市民活動の範囲拡大」「団体運営の強化」を実現すべきであるが、それには以下の課題があげられる。

- ・ 助成金の件数が伸び悩んでおり、さらなる担い手の創出に向けた制度の見直しを行う必要がある。
- ・ 採択された事業分野に偏りが見受けられる。多様な活動主体によるまちづくり

を目指していくのであれば、強化すべき分野でのエントリーを助長する誘導策の検討が求められる。

- ・ 助成を受けた団体は、助成事業終了後の継続性をどう担保していくか検討を迫られることになる。そのため、がまごおり市民まちづくりセンターでは、市や公共的団体、企業との協働事業ができないかマッチングを図りつつ、他の助成金へのエントリーを促している。今後、システム化ができないか検討を行う必要がある。
- ・ 助成金が市の基金で運用されており、年度での事業実施というルールに拘束されている。事業の内容によっては、年度単位での実施が適さないものもあり、市民活動団体からは制度の見直しを求められている。すなわち、通年でのエントリーを可能にするなど、もう少し自由度の高い制度が構築できないか検討をする。
- ・ 類似の助成事業が存在しているが、それぞれどのような団体に助成されているのかは把握できていないので、紹介し合える体制づくりや役割分担が求められる。

（3）協働モデル事業

① 実施状況

協働のまちづくりを推進するため、協働型まちづくり手法を取り入れた事業をとおして、職員の意識改革と協働のコーディネート能力育成を目的として実施している。これまでに「子どもたちの未来のために～健全育成と安心のまちづくり～」「障がい者が安心して暮らせるまちづくり」「食育プロジェクト」「市民参加型育苗事業」の4事業を実施している。このほか、本会議では、モデル事業候補として「緑の竹林対策」「居場所づくり事業」を選定している。

② 成果

モデル事業の実施により、次の社会課題への取組を担当課だけでなく地域全体も巻き込むことができ、全国の課題と地域の課題を結び付けることができた。具体的には、全国課題である障がい者の工賃倍増計画の走りとなる事業や、地域の治安維持の方策を住民参加で企画立案し、実施することができた。また、保育園のおやつをターゲットにした食育プロジェクトは、現場の保育士が抱える課題をNPOと共に解決するという、課題と直結した取組であったため、モデル事業終了後は市の事業として継続実施されている。また、市民参加型育苗事業は、市民が種から苗を育て、地域で多世代の担い手を作り出すことで、市が進める都市緑化の新しい形を提示することができた。

（4）協働事業提案制度

① 実施状況

市民や事業者が行政と一緒に行うとよいと考える事業アイデアを持っていても、行政に提案する方法が分からないケースや、行政が実施する事業においても、より

よい効果を出すために市民や事業者と一緒に考える機会が必要なケースがある。このため、市民や事業者から、行政が行っている事業について、一緒に汗をかきながら実施するという提案を受けたとき、それを実現に移すための仕組みづくりが必要になる。協働事業提案制度には、市民からの提案と行政からの提案の2方向があるが、本会議では、市民からの提案をまず実施できるよう制度設計を行うこととした。以前に実施した食育プロジェクト（モデル事業）は、市民から食育推進の提案を受け、行政が関係各課を集めて議論を行い、役割分担を話し実施したもので、提案制度の具体例といえる。

② 課題

協働事業提案制度に類した事業は発生しており、それに携わった職員は課題を認識することはできるが、その課題が組織全体で継続して共有されていくことが少ない。

（5）がまごおり協働まちづくり基金

① 実施状況

条例第9条の規定に基づき平成20年度に設置した。協働のまちづくりに関する事業の推進を図るため、市の一般財源や寄付金などを基金に積み立てて運用している。助成金と協働モデル事業の原資に充てている。

② 成果

協働のまちづくり推進のための予算的な担保ができ、継続的な事業実施が図られている。

③ 課題

市の一般財源で基金を運用しており、市民や企業からいかにして寄付金を確保するかが課題である。協働のまちづくりを実現するためには、地域を構成する市民、市民活動団体、NPO法人、企業、地縁組織、行政等がまちづくりに必要な資金を持ち寄り、皆で一緒になって使い道を考え、まちづくり事業に投資するという寄付金文化を醸成することが大切である。

（6）がまごおりまちづくり賞

本市でまちづくり活動を実践している人または団体を表彰している。推薦を受けた団体について本会議で受賞の可否を決定する。これまでに7団体が受賞している。

（7）がまごおり市民まちづくりセンター

① 実施状況

本市の協働を推進するための施設で、市民の目線で見た協働のまちづくりを推進する組織として機能している。平成19年度に開設し、市民、市民活動団体、企業等とのマッチングやコーディネートを行っている。助成金の相談、受付等も行って

おり、市民の生の声を直接聞いていため、市民のニーズを的確に把握している。その中で、今後社会課題になりうるテーマの洗い出しや担い手の発掘、行政への提案を行っており、まちづくりのシンクタンク機能を有している。市民まちづくりセンターへの登録団体は、122団体に上っている（平成27年3月26日現在）。

② 成果

市民活動団体同士のマッチングだけでなく、一般に市民活動団体が働きかけにくくいとされる事業者や業界団体、行政などへも働きかけを手伝うことにより、異分野の連携が進み、まちの課題解決が図られている。

登録団体以外からも相談を受け付けており、市民まちづくりセンターが市民に認知されている。

③ 課題

行政や市民から協働コーディネートの依頼が増大しており、人員面で不安を抱えている。

4 がまごおり協働まちづくり会議で今後検討すべき課題

これまで本会議の運営状況や協働施策の実施状況、成果及び課題を整理してきた。これらを踏まえ、本市の協働のまちづくりのさらなる推進に向けて、本会議で今後検討すべき課題を整理すると以下のようになる。

（1）制度設計について

① 助成金の制度の見直し

助成金は、まちづくりへの市民のチャレンジを促しており、今後も新たな担い手の創出のため継続すべきである。しかしながら、大幅な制度見直しから5年が経過しており、社会情勢の変化、市民活動の動き等を踏まえ、制度の見直しに着手すべきである。

② 基金への寄付金確保の取組

協働のまちづくりを実現するためには、地域の関係者がまちづくりに必要な資金を持ち寄り、皆で一緒になって使い道を考え、まちづくり事業に投資するという寄付金文化を醸成することが大切であるが、寄付が集まっていないのが現状である。事例研究を行うなど、本市にあった取組を検討すべきである。

（2）指針の見直しについて

本市の協働まちづくりの推進に指針が大きな役割を果たしてきた。しかしながら、市民活動団体と行政の双方が互いの協働をどう評価しているかを確認できる仕組みづくりなど達成できていない事項も存在する。このため、指針の策定から10年を迎え、

指針で実現できたことや課題を検証し、今後の本市の協働まちづくりの方向性を示す必要がある。

(3) 会議運営について

本会議では、これまで先進事例の研究や関係者との議論を経て、協働施策の制度設計を行ってきたが、場合によっては、講師を招いて勉強会を開催したり、先進地への視察や他市町村との情報交換を行って、より具体的な検討を行っていく必要がある。また、分科会を設置して集中審議を行うことも必要である。本会議が市長の諮問機関であるという観点に立ち、これまで以上に有機的な活動を行っていくべきである。

5 市長への提言

本市の協働のまちづくりは、行政組織が本会議やまちづくりセンターと連携して進めていくことが求められる。そこで、行政組織として今後取り組んでいただきたい点を以下のとおり提言する。

(1) ニーズを越えた政策調整のシステム化について

社会課題が複雑、多様化している現在、特定の市民や行政組織だけでは解決できない事例が発生してきている。また、分野をまたぐニーズを掛け合わせて、ともに課題解決すべきものも考えられる。こうした課題へ対処するため、ニーズを越えた政策調整のシステム化に取り組んでいく必要がある。一例を挙げれば、愛知県が提唱する「地域円卓会議」の設置が考えられる。地域の課題に取り組む市民、市民活動団体、NPO法人、企業、地縁組織、行政等の関係者が対等な立場で話し合う場をいい、こうした場で対話を重ねることで、共感や信頼が生まれ、一人ひとりの個性や持ち味を引き出し、地域の課題解決の契機を作りだすことができるとされている。この地域円卓会議を円滑に進めるためには、あらかじめ市民や行政職員等への研修会を行い、課題や問題意識の共有を図り、関係者間で意見交換を行うという準備作業を行っていくことが必要である。そこで、研修、意見交換、地域円卓会議というプロセスをシステム化していくことを提案する。また、プロセスをシステム化することと合わせ、行政課題にはなっていないが社会課題として顕在しているニーズをいかに把握し、取り込んでいくか検討が必要である。

(2) 行政組織の運営について

協働のまちづくりは、これまでまちづくりの担い手を創出することに主眼を置いてきた。新たな担い手が行政と対等な立場で、役割分担してまちづくりに取り組むことが期待されている。その一方で行政は、協働の理解不足により、市民との協働に対し組織によって取組具合に差があることも見受けられる。各組織の事業実施に当たって

は、第四次蒲郡市総合計画の基本目標「市民とともに歩むまちづくり」の実現のため、協働の視点に立ち、組織全体で職員の能力を補完し合うことが必要である。

（3）職員研修について

これからまちづくりには、職員一人ひとりが協働を意識し、行動していくことが求められる。協働とは何か、協働で実現すべきことは何かといった理念を共有し、職員一人ひとりが何をすべきかを考える職員研修を市民と合同で実施することを提案する。職員が市民のことを「私と市民」ではなく、「私の市民」ととらえることができる研修が望ましい。「まちづくりは人づくりである」ことを意識した取組が必要である。

5 おわりに

わが国は本格的な人口減少社会に突入し、過去の拡大路線から転換し、持続可能な社会づくりが急がれている。このことは本市も例外ではなく、価値観の変革を迫られている。そのため、国籍、性別、年齢の違いや障がいの有無などに関わらず、地域の多様な人やその意見を受け入れ、個性を尊重し合うことで、新たなまちの魅力を創出することが求められている。「多様性」を受容しつつ、地域の多様な人たちが対等に関わり合いながらまちづくりを行っていくという「インクルージョン」の考え方方がこれからの協働まちづくりの基本理念になると考える。

協働のまちづくりは、市民、市民活動団体、事業者、行政が互いに協力してまちづくりに取り組むための手法であり、目的ではない。このため、時代に応じてその手法の検証や見直しが必要となる。

この「総括と市長への提言」が、今後の本会議での議論の主軸となり、また市政運営や組織運営に反映されることを期待する。がまごおり協働まちづくり会議は、今後も本市の協働まちづくりの施策推進に向けた政策提言を行っていくことを企図している。